

市政の報告と議案説明

（市政の報告）

市政の概要についてご報告申し上げ、議会をはじめ市民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

はじめに、7月25日からの記録的な大雨により、東北地方を中心に、洪水や河川氾濫等が起き、人的及び家屋など物的に甚大な被害が発生しました。被災されました皆様に、心からお見舞い申し上げます、1日も早い復旧復興をご祈念申し上げます。

さて、地球温暖化に伴う地球規模での熱波の常態化、世界各地での豪雨や干ばつの発生など異常気象が続いています。日本でも昨年に続き、連日35度を超える猛暑日が続く、観測史上最も暑い夏となりました。

これから本格的な台風シーズンが到来します。本市においては、紀伊半島大水害において赤谷地区で発生した大規模斜面崩壊の対策工事が完成し、国土交通省近畿地方整備局による完成式典が6月23日に開催されたところではありますが、今後も過去の災害の記憶と教訓を風化させることなく、市民の皆様が、安全に安心して暮らせるよう、引き続き防災減災対策に努めてまいります。

それでは、各事業についてご報告申し上げます。

まず、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税寄附金についてであります。

株式会社南都銀行様から、本市の子ども・子育て支援事業に役立ててほしいと企業版ふるさと納税のご寄附をいただき、7月19日に感謝状を贈呈しました。頂いたご寄附は、第2子以降の保育料無償化等の子育て支援事業に活用し、子ども・子育て環境の充実に努めてまいります。

次に、自衛隊誘致活動についてであります。

8月5日、防衛省に対して、奈良県南部陸上自衛隊駐屯地誘致推進協議会として、五條市内の県有地への陸上自衛隊駐屯地誘致要望を行いま

した。

防衛省からも、引き続き、奈良県五條市への駐屯地設立の検討及び現地調査を継続する旨の発言がありました。

また、奈良県の4年振りの駐屯地誘致活動再開を踏まえ、6月～7月にかけて地元自治会、地権者等に自衛隊誘致の現況について説明を行いました。

気象庁から発出された南海トラフ地震臨時情報により、南海トラフ発災の危機感が一層高まっている中、今後も五條市への自衛隊誘致につながる活動を丁寧に、かつ、継続して行ってまいります。

次に、五條市消防団活動についてであります。

8月24日に橿原市で開催された、第30回奈良県消防操法大会小型ポンプ操法の部へ出場し、日頃の訓練の成果を発揮されました。今後も消防技術の向上を図り、市民の安全安心の確保に向け取り組んでまいります。

次に、災害に関する協定締結についてであります。

7月17日にエートス協同組合様と「災害時等における車両の移動等に関する協定」を締結いたしました。この協定は、災害発生時に生じる放置車両や被害に遭った車両の移動に協力いただくことで、防災力の向上が見込まれます。

次に、人権啓発推進事業についてであります。

7月の差別をなくす強調月間において、各種講演会の開催や、人権ポスター・標語の掲示など、重点的に人権啓発の取組を行いました。7月13日には、元女子ボクシング世界チャンピオンでトランスジェンダー当事者である真道ゴー氏を講師にお招きし、「第53回差別をなくす市民集会」を開催いたしました。「自分らしく生きる」をテーマにした講演では、性別違和を乗り越え自分らしい人生に向き合ってきた真道氏の実体験を通じて、性の在り方は多様であり、一人一人の人権に関わる問題であるとの認識を深める機会となりました。

次に、熱中症予防対策についてであります。

熱中症による健康被害が深刻化する中、危険な暑さから身を守り、暑さをしのぐ場所として市役所をはじめとする公共施設 11 か所と、賛同いただいた民間施設 17 か所を「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」に指定し、一般に開放しています。引き続き、体調管理に注意していただくよう、広報紙やホームページ等を通じて、熱中症予防啓発を行ってまいります。

次に、子ども医療費助成についてであります。

これまで、県内の医療機関等での現物給付の対象年齢が小学校就学前の乳幼児となっていましたが、8月診療分から、県内の医療機関等において18歳まで現物支給ができるように拡大しました。引き続き、子どもの健康保持及び福祉の増進に取り組んでまいります。

次に、健康増進事業についてであります。

がんの早期発見・早期治療を目指し取り組んでいる成人の各種がん検診は、7月末時点で、延べ1,337人の受診がありました。

また、集団がん検診とセットで実施しています国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の40歳以上の方を対象とした特定健診では、同じく7月末時点で、220人の受診がありました。

引き続き、健康維持と生活習慣病の予防に向けて、多くの方にがん検診・特定健診を受診いただけるよう努めてまいります。

次に、子育て支援施策についてであります。

今年度から児童福祉課に「こども家庭センター」を設置し、新規事業として「おむつ宅配便事業」を実施しており、出生日の翌月から1歳までの誕生日まで、毎月おむつを無償でご自宅へお届けしています。その際、子育ての疑問や困りごとなどのご相談に対応するなど、子育てしやすいまちづくりを目指し取り組んでいます。

次に、農業振興についてであります。

地域農業の持続的発展、市全体のにぎわい創出を目的に、令和6年7

月 19 日に近畿大学農学部と連携に関する協定を締結しました。

持続可能で効率的な農業経営のほか、情報発信の強化などについて連携し、それぞれが持つ資源を有効に活用しながら、地域産業の活性化・次世代の人材育成等の実現を目指します。

次に、特産物の普及促進についてであります。

7 月 23 日に、柿の消費拡大を図ることを目的として、奈良県選出の国会議員並びに JA ならけん及び奈良県、生産者の皆さんと共に、坂本農林水産大臣、武村農林水産副大臣を表敬訪問いたしました。

日本一の生産量を誇る「ハウス柿」をご賞味いただき、坂本大臣からは「大変甘くて本当に美味しい」と好評をいただきました。

次に、観光振興についてであります。

8 月 15 日に、台風や新型コロナウイルス感染症の影響で中止が続き実に 6 年ぶりとなる、第 50 回吉野川祭りが開催されました。

市民の皆様や企業、関係団体から温かいご理解、ご協力を賜り、約 7 万人の来場者がありました。

吉野川河川敷の清掃活動をはじめ、炎天下の中、諸準備にご尽力をいただき、奈良県下で最大の素晴らしい花火大会であるこの行事を、無事終了することができましたことに、実行委員会をはじめ関係各位に心から感謝を申し上げます。

次に、吉野川周辺整備事業についてであります。

国土交通省が所管する吉野川河川整備と合わせて、「川や水辺を守り、地域住民と来訪者が笑顔になるまち」をコンセプトに、二見地区「かわまちづくり」計画を作成し、6 月に国土交通省に申請を行い、8 月 29 日に登録証の伝達を受けました。

引き続き、市民が憩える環境づくりに取り組んでまいります。

次に、「新金剛トンネル」についてであります。

6 月 6 日に斉藤鉄夫国土交通大臣を訪問し、要望書を手渡しました。また、この事を受け 7 月 30 日に國場幸之助国土交通副大臣が本市を視

察訪問されましたので、夢の実現に向けて強い思いをお伝えしました。

次に、学校教育についてであります。

8月8日に、理科の資質・能力の育成を目的に「第8回サイエンス・スクール in 五條」を開催しました。奈良教育大学理数教育研究センターから3名の先生方に来ていただき、知的好奇心や探究心を育むプログラムを通して、参加した児童は学びを深めました。

また、夏期休業期間中、市役所庁舎内の会議室を自習室として開放する「スタディホールGOJO」を昨年度に引き続き実施しました。今年度は、小・中学生だけでなく高校生も対象とし、AIドリルが使用できるようにWi-Fi環境も整えました。

次に、就学前教育・保育についてであります。

7月3日に、五條市教育・保育のあり方検討委員会を開催し、公立認定こども園の民間活力導入による公私連携幼保連携型認定こども園への移行について審議しました。多様化する就学前の子どもに対する教育・保育ニーズに対応するとともに、これまで公立や私立の認定こども園がそれぞれ培ってきた学びや運営等のノウハウを互いに共有し合い、更なる子育て支援の充実と就学前教育・保育の質の向上に向けた取組を進めてまいります。

次に、生涯学習事業についてであります。

スポーツ等で活躍する子どもたちを応援するため、従来の補助金を拡充した「五條市子どもの未来を応援する全国大会出場補助金」を創設しました。今後も子どもたちが活躍することを期待し、応援してまいりたいと考えています。

また、中学校の部活動の地域移行について、教員等の働き方改革の一環として、国において、休日の学校部活動を段階的に地域クラブ活動に移行する方針が示され、県でも令和8年度以降、休日の学校部活動を廃止する方針が示されました。これを受け、本市では、本年6月に中学校部活動地域移行推進協議会を設立し、学校部活動の地域移行に向けて協

議・検討を進めているところであります。今後も、よりよい地域移行の在り方について、議論を重ねるとともに、制度啓発パンフレットの作成など、児童生徒及び保護者への周知等を図ってまいります。

市政の報告は、以上であります。

（提出議案の説明）

続きまして、本定例会に提出いたしました諸議案についてご説明申し上げます。

まず、報第２２号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）及び報第２３号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきましては、公園の管理瑕疵による車両の損害賠償について、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第２４号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきましては、公用車の事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第２５号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）及び報第２６号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきましては、市道の管理瑕疵による車両又は人の負傷の損害賠償について、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第２７号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）につきましては、公用車の事故による車両損傷の損害賠償について、地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき専決処分をしたため、報告を行うものであります。

次に、報第２８号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令

和 6 年度五條市一般会計補正予算（第 3 号））につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ 1 0 0 万円を追加し、総額 1 8 8 億 3 , 0 9 1 万円とする予算の補正でございます。

内容といたしまして、吉野川祭り補助金の補正を追加するものであり、財源につきましては、寄附金を見込みまして、補正予算を編成しております。

なお、本件は、8 月 1 5 日開催の吉野川祭りに対する寄附の採択があったことから、特に緊急を要したため専決処分をしたので報告し、承認を求める次第であります。

次に、議第 4 2 号 五條市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 4 3 号 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴う規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 4 4 号 五條市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正につきましては、児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、ひとり親家庭等医療費助成における支給制限基準の規定を改正するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 4 5 号 五條市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国民健康保険法の一部改正により、現行の国民健康保険被保険者証（健康保険証）が令和 6 年 1 2 月 2 日から廃止されることに伴い所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第 4 6 号 五條市下水道条例の一部改正につきましては、下水道法施行令の一部改正に伴い基準の改正が必要となったため及び障害者に対する不利益な取扱いを防止する観点から精神障害を理由に資格を

制限する規定を削るため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議第４７号 五條市食肉処理加工施設に係る指定管理者の指定につきましては、公の施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第４８号 五條市観光交流センターに係る指定管理者の指定につきましては、公の施設の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第４９号 奈良県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の後期高齢者医療被保険者証（健康保険証）が令和６年１２月２日に廃止されることに伴い、規約で定める広域連合の処理する事務に関する規定について、所要の変更を行うに当たり、本規約の一部を変更する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第５０号 奈良県広域水道企業団の設立に関する協議につきましては、奈良県広域水道企業団の設立について関係地方公共団体と協議を行うため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第５１号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更につきましては、奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う事務の承継について、同組合規約に所要の変更を行うため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第５２号 奈良広域水質検査センター組合の解散につきましては、奈良広域水質検査センター組合の解散に当たり、関係地方公共団体と協議を行うため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第５３号 奈良広域水質検査センター組合の解散に伴う財産処分につきましては、奈良広域水質検査センター組合を解散することに伴う財産処分について、関係地方公共団体と協議を行うため、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第５４号 令和６年度五條市一般会計補正予算（第４号）議

定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ、５，１７１万９千円を追加し、総額１８８億８，２６２万９千円とする予算の補正でございます。

主な内容といたしまして、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業の補正等を追加するもので、財源につきましては、国庫支出金等を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、議第５５号 令和６年度五條市介護保険特別会計補正予算（第２号）議定につきましては、歳入・歳出予算にそれぞれ４，９６６万５千円を追加し、総額４１億６，９９８万４千円とする予算の補正でございます。

内容といたしまして、国庫交付金等の精算に伴う償還金の補正を追加するもので、財源につきましては、前年度繰越金を見込みまして、補正予算を編成しております。

次に、認第１号から認第９号までにつきましては、令和５年度の五條市一般会計及び各特別会計の決算の認定、五條市水道事業会計の決算の認定並びに五條市下水道事業会計の決算の認定を求めるものであります。

次に、同第５号 五條市教育委員会委員の任命につきましては、寒川英明委員の任期が、令和６年１２月１９日をもって満了するため、その後任について、議会の同意を求めるものであります。

次に、推第１号から推第３号までの人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることにつきましては、片山 邦彦委員、辻 信彦委員、山本美智子委員の任期が、令和６年１２月３１日をもって満了するため、その後任の候補者推薦について、議会の意見を求めるものであります。

以上が、市政の報告と、この度提出いたしました諸議案の概要であります。